

流山市農業委員会  
平成25年第7回  
総会議事録

平成25年7月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第7回総会議事録

1 期 日 平成25年7月26日(金)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議 長 名 高市 正義

4 署名委員 7番 青野 直 8番 水野 敬久

5 出席委員(13名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(3名)

4番 中村 彰男	6番 豊島 啓行
14番 水代 啓司	

7 書記名 係 長 田村 敏一

8 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について	2
(2)議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3)議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(4)報告第12号 専決処理の報告について	6

開会 午後3時57分

高市議長 定刻3分前でございますけども、皆さんお揃いですので、早く始めるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。この間ですね選挙ではTPPの問題等ですね、3年も前からやっているということですが、まだ、決着と申しますか、そういったところが着かないというようなことで、来月ですか、またその会合があるというようなことでありまして、これも農業委員会或いは農業の皆さんにもですね、関係のあることでございますので、一つ勉強していただきたいとこのように思っております。

それからですね、今年は例年になくですね、早く暑い時期が参りました。この2、3日前はだいぶまた涼しくなりましたですね、逆に今度暑く、身体にですね、十分気を付けていただきながらですね、ひとつ御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

それではですね、ただ今から平成25年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16中13名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番、中村彰男委員、6番、豊島啓行委員、14番、水代啓司委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。7番、青野委員、8番、水野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第32号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第34号の「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」までの3議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告12号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきますと存じます。

御説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第32号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年7月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の3条許可申請は1件です。初めに権利者ですが、流山市上新宿新田の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市上新宿新田の畑、1筆で、面積は234㎡です。

次に申請事由についてですが、経営規模の拡大を図るため農地を取得したいというものです。議案案内図につきましては1ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。本案については、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は、流山インターチェンジの北西約1kmに位置している畑1筆です。

申請理由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。

申請地の畑は、育苗ハウスが2棟設置され、その中ではキュウリ、トマト、ブドウが作付けされていた状況でした。

次に権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約2ヘクタールで、農業従事者は2人です。娘夫婦が手伝いをしているとのことで、将来的には後継者にしたいとのことでした。

現在、耕作している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いしたいと思います。いらっしゃいますか。

8番(水野委員) 権利者と義務者の関係はどういった関係なんでしょうか。同じ名字で上新宿ですけど。兄弟かなんかですか。

大作委員長 権利者と義務者は親戚関係でありまして、申請地を従前より借用していたということからですね、今回売買という形になった訳です。親戚関係ということです。

8番(水野委員) 権利者の目の前の畑なんですよ。きっとこれ。

大作委員長 そうです。

8番(水野委員) 分かりました。

高市議長 よろしいですか。

8番(水野委員) はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

8番(水野委員) じゃ、ついでに、売買価格はいくらぐらいでしょうか。

大作委員長 売買価格は330万円だそうです。坪当たりになりますと、4万6千円ということです。

高市議長 はい、ほかに、御質問ないですか。よろしいですか。

(なしの声あり)

高市議長 ないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第32号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたしますが、関連があります議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)についても併せて議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページを御覧ください。

初めに議案第33号から御説明をさせていただきます。

議案第33号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年7月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の4条許可申請は恒久転用が1件です。初めに申請者につきましては、流山市西深井の方でございます。次に申請がありました土地は、流山市西深井の畑、1筆で、面積は995㎡です。次に転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものでございます。議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

続きまして、議案書の3ページを御覧いただきたいと思えます。

議案第34号でございます。

本案につきましては、ただ今御説明をさせていただきました議案第33号と関連しておりますので、続けて御説明をさせていただきます。

議案第34号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年7月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は恒久転用が1件です。初めに申請者についてですが、本案の義務者は先ほどの議案第33号の4条許可申請の申請者と同じ方でございます。また、権利者は流山市西深井の方で、権利者と義務者の関係は御夫婦でございます。次に申請がありました土地は、流山市西深井の畑、2筆で、議案第33号の申請地の南側に隣接している農地でございます。申請面積につきましては871㎡です。次に転用目的につきましては、議案第33号と同様でございます。太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものでございます。議案案内図につきましては同じく2ページと3ページでございます。

御説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 本案については、現地調査と申請者からのヒアリングを行っています。

転用目的につきましては、太陽光発電設備を2施設設置しようとするものです。

申請理由につきましては、年齢的に農業の継続が困難であり、かつ農業後継者がいないことから、今後の生活手段を考えていたということでした。再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が固定の価格で買い取ることを義務付ける「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、一定の条件を満たす場合に、発電した電力の全量を一定の期間、一定の価格で買い取る全量買取制度が発足しております。

これにより、計算上では、約10年で元金を返済することが可能であると見込まれることから、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を用いて、再

生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する、いわゆる「特定供給者」として電気事業者に電気を売電し、生活を安定させるため、申請がなされたということです。

買取価格は10kW以上の場合、1kWh当たり税込で42円であり、買取期間は20年間ということです。

申請地は東武野田線運河駅の西側約500mに位置し、市街地化が著しい区域に近接する区域にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

次に利用計画ですが、申請地には防草シートを全面に敷設し、出力193wの太陽電池モジュールを288枚設置し、1施設当たり48kwhの出力を得る予定です。

1施設当たり48kwhの出力に制限したのは、50kwを超えると電気事業法上、自家用電気工作物となり、電気主任技術者の選任及び保安規定の届出をする必要があるなど制約があるためということです。

周辺への被害防除対策としては、土砂の流出対策として、周囲にフェンスを設置し、西側の隣接農地に波板を設置するとのことです。

また、雨水は施設内で自然浸透処理を行います。

次に資金計画については、全体で建設費が4,200万円で、4,000万円を金融機関から借り入れ、残りの200万円は自己資金で賄う計画で、金融機関からの融資可能のお知らせ並びに金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に他法令についてですが、特に該当はありませんが、平成25年2月26日付けで、経済産業省から太陽光発電設備の認定通知があり、また、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

次に、申請地を農地として利用しながらその上にソーラーを設置する透過式について検討をしたのか確認したところ、申請地では風が強いので、今回は採用しなかったとのことで、今後、他の場所で機会があったら検討したいとのことでした。

次に、今回の申請が農地法第4条及び第5条の許可申請になった理由については、金融機関の融資条件等の理由とのことでした。

最後に、工事に当たっては市内業者をお願いするよう話しをしたところ、市内業者に工事を発注するとのことでした。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第4条及び農地法第5条の許可基準となっている「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもっていずれも許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。  
高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。

太陽光発電設備、御質問ないですか。

質疑がないようですので、これより採決を行います。

議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」及び議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」及び議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第12号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

報告第12号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年7月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の御報告は13件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に転用目的別の内訳ですが、住宅用地が10件、店舗が1件、駐車場が1件、ショートステイ用地が1件でございます。

今月の4条届出の合計は、以上13件、19筆、8,685㎡、地目別の内訳では、田が5筆、2,838㎡、畑が14筆、5,847㎡でございます。

次に議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は20件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に移転の原因別内訳といたしましては、売買が15件、贈与が2件、賃貸借が1件、使用貸借が2件でございます。また、転用目的別では、住宅用地が18件、駐車



場が2件でございました。

今月の5条届出の合計は、以上20件、32筆、9,949.85㎡、地目別の内訳では、田が11筆、3,806.85㎡、畑が21筆、6,143㎡でございました。

御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見ございましたら承ります。ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後4時23分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年7月26日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 青野 直

流山市農業委員会委員 水野 敬久